

車いす貸出

【貸出対象者】

香芝市社会福祉協議会の会員(③を除く)で、次のいずれかに該当する方とします。

- ①病気やけが等により一時的に車いすを必要とする方
 - ②介護保険法における車いす貸与、障害者総合支援法における車いす購入費支給を受けられない方
 - ③車いす体験等の学習を実施する学校及び非営利団体
- ※公的サービスを利用できる方は、利用できません。ただし、申請に時間がかかる場合は、それまでの間利用可能です。

【目的】

緊急一時的に短期間車いすを必要とする市民に対し、福祉の向上を図ることを目的とします。

【貸出期間】

必要日数とし、原則として最長1ヶ月とします。

【使用料】

使用料は無料です。



福祉車両貸出

【貸出対象者】

香芝市社会福祉協議会の会員で、香芝市に居住し、車椅子等を使用しなければ外出困難な方とします。

【貸出条件】

医療機関及び公的機関に赴く場合、地域のイベント等自立支援につながる社会活動に参加する場合とします。

運転手については、利用者(又は申請者)が確保し、普通自動車運転免許証保持者となります。

【貸出予約】

使用日の30日前よりお電話で予約可能です。

【目的】

福祉自動車(サイドリフトアップシート車・スロープタイプ車)を貸出することにより、利用者の生活意欲の促進、在宅福祉や社会参加の促進に寄与します。

【使用料】

福祉自動車の使用料は無料です。ただし、申請者はガソリン代を負担いただきます。



 0745-76-7107

お問い合わせ先 **かしばし社協 事務局**

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1
(香芝市総合福祉センター内)